

婦人保護施設での支援について



DV被害・性暴力（虐待）被害・
家庭関係などの困難な問題を
抱える女性・同伴児童



相 談

警 察

相談・連携

婦人相談所

相談・連携

福祉事務所
婦人相談員



一時保護
（概ね2週間程度）

生活支援、心理的ケア、
同伴児童の学習支援等を実施

一時保護所

母子生活支援施設
民間シェルター等

（一時保護委託）

一時保護を含めた婦人
相談所での支援が必要
な場合は、来所を促し面
接相談を実施

施設入所 （中長期的な支援）

退所に向けて女性が地域で安定
した自立生活を送られるよう支援



婦人保護施設



相談・個別支援

◆生活支援（衣食住を安定的に提供）

※就労支援（相談・同行等）、余暇活動（各種教室活動等）

◆心理的ケア、個別対応支援

◆同伴児童の学習支援、保育支援

◆自立に向けた地域生活等の体験支援等



自立促進計画を
作成



自 立



「**婦人保護施設**」は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に心と身体の健康の回復を図りながら、ひとりひとりが自己決定する力をつけて自立した生活ができるよう、中長期的な支援を提供します！

<対象となる利用者>

- **DV被害、性暴力被害、家族関係の問題など様々な困難な問題を抱えた女性と、その方が同伴する家族**
※利用料の自己負担はありません。
※同伴する家族が男性の場合、年齢によっては、一緒に入所ができないことがあります。

<支援内容>

- **衣食住を安定的に提供します。**乳幼児については、オムツ、粉ミルク等も提供します。また、栄養士によるアレルギー除去食、離乳食にも対応します。
- 個々のケースに応じたきめ細かな支援を実施するため、心理療法担当職員による**心理面接等の心理的ケア**や、個別対応職員による**個別支援**を行います。
- 支援員または職員による**同伴する児童への保育**などのほか、**学習支援**を行います。
- 施設によっては、退所する前の一定期間、施設付近のアパート等で地域生活を体験する、地域生活移行支援（ステップハウス）を利用することができます。
- 施設を退所した後も、訪問による相談支援、日常生活（食生活、健康管理、金銭管理等）の援助や、関係機関・病院等への同行支援、就労先での人間関係の調整の**アフターケア**を実施します。

<施設での生活>

- 利用者の人権を尊重し、他の利用者の皆さんと一緒に**生活リズムの立て直し**を図りながら、心と身体の健康の回復を図っていきます。
※居室は、おおむね個室ですが、バス・トイレは共用となる場合があります。
- 就労支援として、就労先の相談・ハローワークへの同行等を行っています。余暇活動として、職員または支援員や講師による各種教室活動や旅行などを実施します。
- **季節の行事**として、夏祭りやバザー、クリスマス会などを実施します。
- 利用者は、希望に応じて外出・外泊もできます。**施設で生活しながら通勤、通学も可能**です。

<相談窓口等のご紹介>

DV被害、性暴力被害等でお困りの女性は、まずは、**お早めにお住まいの都道府県が運営する婦人相談所や、市役所・福祉事務所等に配置されている婦人相談員に、電話または来所のうえ、ご相談ください。**

婦人相談所では、プライバシーに十分配慮しつつ、市等の関係機関とも連携して、**相談対応から健康状態の把握、心理面接等を行い、必要に応じて一時保護を行うとともに、婦人保護施設への入所など、利用者の意思確認をとり必要な支援の方法を一緒に決めていきます。**

【婦人相談所の連絡先】

インターネットからは で検索してください。